			信用リスク・アセット調整額		
			オペレーショナル・リスク相当額調整額		
			リスク・アセット等計　(G)		
補完的項目不算入額	△	△	Tier１比率（A／G）	%	%
補完的項目　(B)			自己資本比率（F／G）	%	%

（記載上の注意）

1　本表には、銀行法第14条の２第２号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

2　本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。

3　「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の５第１項第３号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

4　「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。

5　「企業結合により計上される無形固定資産相当額」は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。

6　「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45％」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

7　連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

8　平成19年３月金融庁告示第18号に掲げる銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

　繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20％を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

9　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

10　遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第六号の三第一貸借対照表の表中「社債発行費」を「金融社債発行費」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金　リース債務」に改める。

別紙様式第六号の四第一貸借対照表の表中「社債発行費」を「金融社債発行費」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金　リース債務」に改める。

別紙様式第七号の三第一貸借対照表の表中「リース投資資産」を「金融商品等差入担保金　リース投資資産」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金　リース債務」に改める。

別紙様式第七号の四第一貸借対照表の表中「リース投資資産」を「金融商品等差入担保金　リース投資資産」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金　リース債務」に改める。

別紙様式第十一号第一の５を次のように改める。

5　連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る新株予約権の額				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				